

# 費用負担の在り方について

## 調査研究協力者会議における議論の経緯・今後の予定（費用負担の在り方）

### 【議論の経緯】

- **令和7年7月14日 第2回 調査研究協力者会議**
  - ・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について①  
(関連文書及び法律上の記載の紹介、自由討議)
- **令和7年7月28日 第3回 調査研究協力者会議**
  - ・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について②  
(地域展開等に要する主な費用・受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)
- **令和7年8月7日 第4回 調査研究協力者会議**
  - ・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について③  
(受益者負担・民間からの寄附等の活用に関する意見交換)
- **令和7年9月17日 第5回 調査研究協力者会議**
  - ・地域クラブ活動に関する費用負担の在り方について④  
(受益者負担の水準等に関する意見交換)

### 【今後の予定】

- **令和7年9月以降** 調査研究協力者会議において更に議論を深める
- **令和7年秋～冬頃** 費用負担の在り方に関する全体像のとりまとめ

## 部活動の地域展開等に要する主な費用等

### 部活動の地域展開等を円滑に進めるために要する主な費用

#### 1. 地域クラブ活動の活動費・運営費

【経費の例】 指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費、会議費、保険料（指導者分・参加者分）など

#### 2. 経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援

#### 3. 地方公共団体の体制整備等（都道府県分、市区町村分）

【取組の例】 コーディネーター配置、協議会の開催、人材バンクの設置、指導者研修の開催、指導者資格取得への補助、ポータルサイトの運営、移動手段確保など

#### 4. 部活動指導員の配置

#### 5. 国における相談窓口の設置やアドバイザーの派遣等



持続可能な形で安定的・継続的に取組が進められるよう、こうした諸費用について、①**受益者負担**、②**民間からの寄附等の活用**、③**公的負担**を適切に組み合わせながら、対応していく必要。 2

### 受益者負担①（基本的な考え方・目安の示し方）

#### 設定に当たっての基本的な考え方

- ① **学校部活動に代わる公的な生徒のスポーツ・文化芸術活動における負担額**として、適正な水準とすること。
- ② 家庭の経済状況に関わらず、**希望する生徒が幅広く参加**できるよう留意すること。
- ③ **公的負担とのバランス**、**持続可能な運営**に留意すること。
- ④ **地方公共団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体の裁量**を過度に縛らないこと。
- ⑤ **地域クラブ活動における参加費の実態**や**保護者の意向**、**現状の部活動等における負担額**などのデータを十分に踏まえること。

#### 受益者負担の目安の示し方

- 地域クラブ活動への参加の対価として支払う「**参加費**」（**用具代等の実費は含まない**）の**目安を示す**。なお、参加者の保険料は、別途、自己負担していただくことを想定
- 競技種目等ごとに目安を示すのではなく、**各競技種目等に共通の一般的な目安を示す**。
- 現状の多様な参加費の実態等を踏まえるとともに、地方公共団体等の裁量を過度に縛らないようにするなどの観点から、**一定の幅を持って参加費の目安を示す**。



上記を踏まえた、**具体的な水準**に関する考え方は、次頁参照

## 受益者負担②（参加費の具体的な水準に関する考え方）

- 調査データによると、①現状の部活動等に関する費用が月額換算で2千円強であるとともに、②地域クラブ活動の参加費の実態と保護者が妥当と思う水準は、いずれも、**月額3,000円未満が8割以上、月額4,000円未満が9割以上**を占めている。
  - また、本会議での議論においても、先行して地域展開を進めている地方公共団体を中心に、**保護者に負担して頂ける参加費は、高くても月額3,000円程度**という意見がある。一方、将来にわたる持続可能性の重要性を考慮して、**月額3,000円程度を超える設定**をしている地方公共団体もあり、こうした点も含めて総合的に考慮した整理が必要。
- ⇒ まずは、このような考え方を示しつつ、**より具体的な費用負担の在り方**については、**新たな支援制度の設計等を全体として検討・整理**する中で、**引き続き検討**すべき。

（参考）受益者負担に関する基礎データ ※詳細は、P11～13を参照

### 【現状の部活動等における負担額】

文部科学省が行った「令和5年度子供の学習費調査」の結果によると、公立中学校の「教科外活動費」（部活動・芸術鑑賞会等）は、**月額換算で2,276円**。

### 【地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）】

スポーツ庁・文化庁が行った地方公共団体に対する調査の結果によると、1,000円未満が3割程度、1,000円～2,000円未満が3割程度、2,000円～3,000円未満が2割程度となっており、**3,000円未満が8割以上を占める**。

### 【地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う水準（休日・月額）】

スポーツ庁・文化庁が実証事業において行った保護者へのアンケート調査によると、1,000円未満が3～4割程度、1,000円～2,000円未満が3割程度、2,000円～3,000円未満が2割程度となっており、**3,000円未満が8割～9割を占める**。

4

## 民間からの寄附等の活用①

### 地方公共団体における取組事例

※詳細はP14～18参照

- **北海道安平町**  
企業と連携し、自動販売機の売上の一部を地域クラブ活動の運営団体に寄附
- **新潟県佐渡市**  
生徒が初めて体験する種目に気軽に参加しやすくするため、市民に対して用具の提供を呼びかけ
- **熊本県玉東町**  
練習着に企業名を掲載することにより地域クラブ活動の活動資金の一部を確保
- **長崎県長与町**  
町内企業からの寄附（30万円）、町外企業からの企業版ふるさと納税（210万円）
- **富山県**  
地域クラブ活動への支援・協力等に取り組む企業等を登録する制度を構築

### 想定される企業等（プロスポーツチームを含む）からの主な協力内容

#### ①財政的支援

（例）寄附、企業版ふるさと納税、スポンサー（練習着等への企業名掲載等）、ネーミングライツ、収益還元型の自動販売機の設置など

#### ②企業等に所属する指導者の派遣（社内制度の整備による副業促進等を含む）

#### ③企業等の所有する施設の貸出し ④用具・物品の提供 等

5

### 企業等からの協力を促進するための主な取組

- 地方公共団体・地域クラブと企業等を繋ぐ**専門人材の配置**
- **都道府県レベルで協力企業等の募集・登録及び市区町村とのマッチング**などを行う仕組みの構築  
(例) 富山県「部活動・地域クラブ活動応援企業」の登録制度 (P18参照) など
- 企業等への**インセンティブ付与**  
(例) 練習着や備品・冊子等への企業名掲載、ネーミングライツ、表彰制度、公共事業等の審査における加点、協力企業等のスポーツチームに対する公共施設の優先利用 など
- **企業等による連携体制**の構築  
(例) 「ブカツ・サポート・コンソーシアム」(P19参照) など
- **国レベルでの気運醸成等**  
(例) 「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に向けた産官学連携フォーラム」の開催 (P20～21参照)、先進事例の収集・普及 など

## 参考資料

I 総論

3. 今後の改革の方向性

(4) 次期改革期間における費用負担の在り方等

- 上記の方針等に基づき、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に地域展開の取組が進められるよう、次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある<sup>20</sup>。
- その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であることや、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング<sup>21</sup>をはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせることが重要であることについても留意する必要がある。
- 特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。
- なお、学校部活動の地域連携として行われている部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進及び質の高い指導の実現等のために重要な役割を担っているととも、地域展開に至る前段階の取組として実施している地方公共団体もあることから、次期改革期間においても一定の範囲で支援を行っていく必要がある<sup>22</sup>。

20 受益者負担の水準については、自治体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示すことを検討する必要がある。

21 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な用途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。

22 現状において、教師が部活動指導業務に従事せざるを得ない場合もあり、教師に対する部活動指導手当の在り方について留意が必要であるとの意見もある。

部活動の地域展開等に関する法律上の記載

スポーツ基本法（令和7年改正後）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

- 第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

- 第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一～五 （略）
  - 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。
  - 七 （略）
  - 2 （略）

